

大阪市旭区役所とレッドハリケーンズ大阪との連携協力に関する協定書

（目的等）

第1条 この協定は、大阪市旭区役所及びラグビーチーム「レッドハリケーンズ大阪」を保有する株式会社NTTドコモ（以下「両者」という）が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）スポーツの普及、競技力の向上、その他区内におけるスポーツ推進に関すること
- （2）「みる」スポーツの推進
- （3）子どもの健全育成に関すること
- （4）区民の健康増進に関すること
- （5）区政のPRや情報発信に関すること
- （6）その他、旭区政の施策、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、両者のいずれも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月13日

大阪市旭区長

（自署）

株式会社NTTドコモ

関西支社長

（自署）